

市民の目線で事業を進め 魅力あふれるまち登米市を

- 医療体制の整備
- 産業の振興
- 協働のまちづくり



平成21年度のまちづくりの方向を決める、市議会の2月定例会が2月5日に開かれ、本会議冒頭において布施市長は、行財政改革をはじめ、さまざまな取り組みの成果や「医療体制の整備」、「産業の振興」、「協働のまちづくり」などを柱とした、平成21年度の施政方針を述べました。

合併後、新市としての新たな魅力と可能性を最大限生かし、合併してよかったといわれるような登米市づくりに取り組む中、今月号では施政方針の概要についてお知らせします。

効率的・効果的な 市政運営で 活力あるまちづくり

たしは、多くの市民皆さんのご支援に支えられ、平成17年4月、市長に就任させていただきました。合併の契機となりました消防防災センター、火葬場、汚泥再生共同処理センター、養護老人ホーム「きたかみ園」の広域4事業については、市民皆さんのご理解とご協力により21年度ですべて整備される見通しであることや、教育施設をはじめとする公共施設の耐震化も進んでおり、「登米市」としての基盤づくりについては、ある程度形づくられてきていると認識しています。

また、3月22日の三陸縦貫自動車道登米インターチェンジの開通により、他圏域と高速道路で直接結ばれることは、市内産農産物の流通や企業誘致の促進など、今後、地域経済にとってさまざまな分野への発展的効果が期待されるところでもあります。

しかしながら、市のまちづくりの課題は多く、特に「保健」、「医療」、「福祉」、「介護」を総合的に組み合わせた地域医療体制の整備や、昨今の低迷した経済状況によって、産



広域4事業の一つ「新火葬場」(登米市斎場)

業の振興や就労機会の拡大などに早急に取り組むことが必要です。

これらの課題について、今まで実施してきた各種の施策を検証しながら、市民の目線に立つて事業を厳選し、より効率的で効果的な行政運営に努め、市総合計画の実現を目指して各種の施策を進めていきます。

21年度の予算については、市長・市議会議員の改選年度であるため、前年度から継続している事業や、補助事業などの事業実施が既に決定されている事業、早急に取り組むを要する地域経済対策・雇用対策などによる事業について計上しています。

医療体制の整備

本市の医療体制は、開業医が少ないという地域特性から、これまで5つの公

立病院がその中心を担ってまいりました。しかし、登米医療圏の現在の医師数は94人で、人口10万人当たりの数値では106・5人となり、全国平均217・5人、宮城県平均208・7人と比較するとそのほぼ半分程度で、極端に少ない状況にあります。近年は、全国的な医師の不足、特に勤務医の不足と偏在により、医師の確保が一層困難な状況になってきています。

また、それに加えて度重なる診療報酬のマイナス改定の影響などによる医療収支の悪化により、多額の累積欠損金と不良債務を抱え、健全な病院経営を続けることが困難な状況となつてきています。

このような状況の下、昨年は「登米市地域医療福祉体制検討委員会」からの報告を基に、「安心・安全の医療提供」、「医師の労働環境の改善」、「安定した経営基盤の確立」を目標とした病院事業再編・改革の基本方針を定め、昨年4月からはその方針に従い、経営責任の明確化を図るべく病院事業を地方公営企業法の全部適用としています。

また、国からは、地方公共団体の財政状況の悪化を受け、経営が悪化している自治体病

院の抜本的な改革を実施するため、一昨年12月に「公立病院改革ガイドライン」が示され、全国の自治体病院は、20年度中に「公立病院改革プラン」を策定することが義務付けられました。

本市では、現行の4病院3診療所体制を、23年度に2病院5診療所体制に再編することを改革の柱に、市立病院の果たすべき役割や一般会計負担の見直し、経営の効率化への取り組みなどを盛り込んだプランをまとめ、昨年12月に国に提出しました。

この改革プランでは、終了年度である23年度までには、病院再編と経営の効率化を図ることで経常収支の黒字化を達成することを最大の目標にしています。

さらに、19年度末で16億円余りとなっている不良債務についても、病院特例債の活用と合わせて、その償還の終了する27年度までにはすべて解消することとしており、今後の病院経営は、この病院改革プランに沿って進めていくこととなります。

病院の再編・改革を行っていく上で、病院と診療所などとの役割を明確にすることが必要です。軽症などの初期患者の治療は市立診療所や開業医の先生を主体とし、市立病院と開業医との連携が円滑に行える関係の構築をより一層進めるため、佐沼病院地域連携室の機能を強化していきます。



多くの人が訪れた、市立病院の再編・改革についての市民説明会

在宅医療については、患者さんやご家族が安心して在宅療養